

伸び代塾で生徒が作成したデジタル成果物の
扱いについての契約書

1.成果物の著作権の帰属と利用権

(A)生徒が作成した成果物の著作権は生徒に帰属するものとします。

(B)塾は宣伝目的および教育目的で当該成果物を利用する非独占的なライセンスを有します。

宣伝目的：

- ①塾のウェブサイト、プラットフォーム・SNS（Sketchfab、YouTube、TikTok、X、Instagram など）での掲載。
- ②塾の広報資料への掲載。

教育目的：

- ①授業やイベントでのデモンストレーション。
- ②塾講師に対する指導法の教育など塾内での使用。

2.プラットフォームなどでの投稿・公開に関する取り決め

(A)塾のアカウントを主とし、塾からの投稿・公開を優先します。塾が投稿・公開する場合、生徒は同一プラットフォームで同じ成果物を投稿・公開しないことが推奨されます。ただし、生徒が投稿を希望する場合は、塾に通知し、相互に投稿時期や内容について合意するものとします。

(B)生徒が成果物を自身のアカウントで投稿・公開する場合、投稿内で『塾の指導下で作成した成果物です』または『塾の指導下で作成した成果物を基に編集・変更を加えたものです』と記載することが推奨されますが、記載するか否かは生徒の裁量によるものとします。ただし、記載を行わない場合でも、事前に塾に通知し、内容について調整することが求められます。

(C)編集や変更が元の成果物に比べて大幅である場合には、『塾の指導下で作成した成果物を基に、独自に再構成したものです』と記載することが推奨されます。ただし、記載するか否かは生徒の裁量によるものとします。

(D)成果物の利用権については、生徒の退塾後も宣伝目的および教育目的に限り、非独占的なライセンスとして継続するものとします。

3.非営利の教育目的で使用

(A)

塾の指導下で生徒が作成した成果物を販売し塾の収益とすることはなく、ビジネス疑似体験として販売する場合は販売収益をすべてユニセフへ寄付するものとします。寄付活動の目的は、これを通してビジネス体験と社会貢献の意義を考える機会としていただくことです。

(B)

寄付の手続きとしては、寄付を 2025 年 1 月からユニセフへの年間 3600 円の寄付を開始し、デフォルトの寄付額を年間 3600 円とします。成果物の売り上げが 3600 円を超えた場合、超過分も全額寄付されるものとし、寄付額および売上の内訳を毎年 1 月に塾のウェブサイトで公表します。売上が 3600 円未満の場合でも、差額分は塾が補填し、年間寄付額を 3600 円とすることを保証します。

(C)

①生徒が退塾した場合、成果物の販売は塾の裁量により停止することもあり得ます。販売停止の理由には、プラットフォームに関わる事情（例：ポリシーの変更、技術的な制約、新たなプラットフォームへの移行）または塾の運営上の必要性を含むものとします。

②退塾後の成果物の取り扱いについては、塾の標準ルールとして寄付活動の継続を目的に販売を続けさせていただきます。ただし、生徒や親御さんのご希望がある場合、販売を停止する選択枝もご用意しております。販売を継続することで、継続的な寄付の実績が生徒さんの履歴書やポートフォリオにおいて社会貢献の一例として評価されることが多い一方で、希望がない場合には柔軟に対応し、販売を停止することも可能です。

③退塾後は生徒および保護者へ直接の通知は行わず、販売停止の理由および寄付活動の今後の方針については、塾の公式ウェブサイトにおいて少なくとも年 1 回公表します。公表期間は販売停止後 3 年間を基本とし、必要に応じて延長される場合があります。